

災害時におけるアスベスト調査等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるアスベスト調査等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「区内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト調査等を行い、アスベスト飛散による人への健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「アスベスト調査等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 被災した建築物におけるアスベストを含有するおそれのある建材の施工箇所、損傷状況及びアスベストの含有の有無の調査
- (2) 被災した建築物からのアスベストの飛散を防止するための対策への支援

（協力の要請）

第3条 甲は、区内で災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、アスベスト調査等の協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行う。ただし、協力要請書を作成する時間的余裕がない場合は、口頭により行う。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後においてできる限り速やかに協力要請書を提出する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲からアスベスト調査等の協力要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。

2 甲は、乙がアスベスト調査等を円滑に実施できるよう協力する。

（調査内容及び調査結果の報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請に基づき第2条第1号に規定する調査を実施した場合は、その調査内容を速やかに甲に報告するとともに、当該調査を全て終了したときは、甲に対して調査結果一覧表（別記様式第2号）を提出する。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施した業務において、当該業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に準じ、これを補償するものとする。ただし、当該者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その受けた限度において損害補償の責めを免れるものとする。

(平常時からの連携)

第7条 甲と乙は、この協定の効果的な運用を図るため、平常時から定期的な情報交換体制の整備、研修・訓練等の実施等、連携の強化に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 第4条の規定により甲の要請に基づき乙が実施した業務に係る費用については、人件費及び機器費を除いて甲が負担するものとし、当該費用の額は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前条に規定する平常時からの連携に係る費用の負担については、その都度甲乙が協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間の満了する日の1箇月前までに甲乙のいずれからもこの協定の廃止又は見直しの意思表示がない場合は、引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月15日

甲 文京区春日一丁目16番21号
文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 千代田区神田神保町二丁目2番31号
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

代表者 代表理事 貴田 晶子